

事務事業調整報告書

協議項目	23-1 議会関係事務事業の取扱い	議会部会
協議細目	定例会・臨時会、委員会、議会広報紙	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>< 定例会・臨時会 > 議会の定例会は、開催回数、招集月とも同じであるため現行のとおり引き継ぐことが適当と思われます。 臨時会は、2町とも必要があれば随時開催しているため現行のとおり引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>< 委員会 > 常任委員会は、2町とも3委員会あり、付託案件、請願、所管に関する調査事項等について審議しています。 議会運営委員会は、2町とも議会の日程調整、議案審議の調整を行っています。 特別委員会は、必要に応じて設置され議会により付議された案件の審議を行っています。</p> <p>常任委員会、特別委員会の種別、委員数及び議会運営委員会については、合併後速やかに議会において定めることが適当と思われます。</p> <p>< 議会広報紙 > 議会広報紙は、議会活動等を広く住民に理解していただくため2町とも年4回の定例会後に発行しており、配布先も同じであるため現行のとおり引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>< 定例会・臨時会 > 議会の定例会及び臨時会は、現行のとおり引き継ぐ。</p> <p>< 委員会 > 議会の委員会の種別、委員数については、新町の議会において定める。</p> <p>< 議会広報紙 > 議会広報紙は、現行のとおり引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-1 議会関係事務事業の取扱い	議会部会
協議細目	定例会・臨時会、委員会、議会広報紙	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (定例会・臨時会)		
区 分	浜坂町	温泉町
定例会	年4回...3月.6月.9月.12月	年4回...3月.6月.9月.12月
臨時会	自治法第102条3項に基づき、必要があるときに随時	自治法第102条3項に基づき、必要があるときに随時
3 - 2 . 事務事業現況比較表 (委員会)		
区 分	浜坂町	温泉町
常任委員会	構成 総務常任委員会(6人) 産業建設常任委員会(6人) 文教民生常任委員会(6人) 任期：2年	構成 総務常任委員会(6人) 文教厚生常任委員会(5人) 産業建設常任委員会(5人) 任期：2年
議会運営委員会	構成：7人 任期：2年	構成：5人 任期：2年
特別委員会	<議会広報調査特別委員会> 構成：5人 任期：2年	<広報委員会>任意 構成：6人 任期：2年
		<合併調査特別委員会> 構成：16人(全員)
3 - 3 . 事務事業現況比較表 (議会広報紙)		
区 分	浜坂町	温泉町
発行	年4回：定例会後、翌月の第3木曜日。臨時号は、必要に応じて随時 創刊：昭和55年1月15日 現在発行号数：第97号	年4回：定例会後、1ヶ月以内。臨時号は、必要に応じて随時 創刊：昭和47年1月15日 現在発行号数：第127号
配布先	全世帯・公共機関	全世帯・公共機関

議会関係事務事業の取扱いに関する法令

【地方自治法（抜粋）】

（招集）

第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。議員定数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、当該普通地方公共団体の長は、これを招集しなければならない。

2 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

（定例会・臨時会及び会期）

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、4回以内において条例で定める回数これを招集しなければならない。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長が予めこれを告示しなければならない。

5 臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

6 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

（常任委員会）

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

2 議員は、それぞれ1箇の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中在任する。

3 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

4 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

5 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

6 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

（議会運営委員会）

第109条の2 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

2 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

1 議会の運営に関する事項

2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

3 議長の諮問に関する事項

4 前条第4項から第6項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

（特別委員会）

第110条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

2 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

3 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

4 第109条第4項及び第5項の規定は、特別委員会について準用する。

（条例への委任）

第111条 前3条に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。